

第四部

第二回 参議院司法委員会會議錄第二十三号

昭和二十三年五月七日(金曜日)

本日の會議に付した事件

○裁判官の報酬等に関する法律案(内閣送付)

○檢察官の俸給等に関する法律案(内閣送付)

○裁判官の刑事事件不當処理等に関する調査の件

午前十一時十九分開会

○委員長(伊藤修善) それではこれより司法委員会を開きます。裁判官の報酬等に関する法律案並びに「檢察官の俸給等に関する法律案」両案を一括して議題といたします。前会に引続きまして質疑を継続いたします。

○小川友三君 私は「裁判官の報酬等に関する法律案」につきまして質疑をいたしたいと思ひます。報酬とありますが、裁判官の報酬は、憲法の第七十九條並びに第八十條によつて、在任中は減額することができないことになつておりますが、御承知の通り、外貨の輸入見通しがよく、始まるというところ、生産が増加してあるという現状と、平常事態に復しつつあるという経済状態から見まして、デフレに入る面が非常に多いのでありますが、政府はこの原案の通り報酬を上げてしまつて在任中デフレに入りましても、これが憲法によつて守られておる關係上、下げることが非常に困難になると思ひますが、この点に對しましてお伺ひ申し上げます。昨日衆議院の司法常任委員会の様子を、總理大臣の答弁を聞いてお

りますと、インフレは昂進をする一方であるというふうな解釈を總理大臣はしておりますが、それは非常に解釈が私は誤まつておると思ひます。であります。こうして決めたからには、何年かはこのまま行くのであると思ひますのでデフレ時代に入つた場合にはこれをどうする考であるかという政府側の御意見を承りたいと思ひます。

〔委員長退席、理事岡部常君委員長席に著く〕

○政府委員(岡部常君) 只今お尋ねになりました案件は非常に重大な問題でございまして、むしろ財務當局から御答弁するのが至当かと考えておりますが、私は法務廳關係の政府委員といひましたし、一應お答え申し上げます。お説のように、憲法によつて、裁判官の報酬は、一旦決定いたしますと、これを減額いたすことはできませんので、一應この法律案によりまして、別表によつて金額が決まりますというところの金額は貨幣に対する特別の措置をいたさない限り、この金額を減額いたすことはできないものと考えております。

○小川友三君 減額できないと思つておるといふだけでは困ります。現在ある面においては新生が二十四に下りつつあるというふうなわけ、デフレに入つておる面があるのは事実であります。このデフレに入りつつあるときに當りまして、こうしたことに對して、特に法務關係で知らないというならば大蔵大臣又はこれに代るべき財務關係

の政府委員の御答弁を要求いたしましたします。

○理事(岡部常君) 速記を止めて。

〔速記中止〕

○理事(岡部常君) 速記を始めて。懇談を止めまして、再開いたします。それで、実はこちらの委員会の要求で法務廳から岡部人事課長、最高裁判所から石田人事課長の両氏がお見えになつておられますので、給與關係について御質問がありましたら、この機会を御利用願ひたいと思ひます。

○小川友三君 裁判官と檢察官の報酬並びに俸給に関する本案に對しまして政府は、檢察官には低い手当をするのが、これが建前であるというところを言われておりますが、この法律案から見ますと、上の方は大体同じであります。下の方面においては、相当同じような点があるのでありますが、これは現在までの採用した通念から推してこ

うしたことになつたのでありましかうか。どういふ観点から、こうした金額になつたのでしょうか、御説明願ひます。

○政府委員(岡部常君) お尋ねの判檢事の給與の差異の点でございしますが、昨年の九月から人事課長をやつておりましたので、一月程前に會計課長に變更したので、その間はずつとこの給與の問題を取扱つておりました。従つてこの法案の成立の当初にも關與いたしております關係上、知つておる限り御説明申し上げたいと思ひます。判檢事の給與の水準を如何にするかにつきまし

ては、実は昨年の九月私が任命された直後からこれを取上げまして、當時いわゆる凸凹調整というものが一般官吏について考えられまして、その官吏に對しては、檢察官並びにその他の司法省所屬の職員に對する凸凹調整の形で優遇をしたいという方針の下に最高裁判所の事務當局とも御連絡申し上げまして、判檢事の待遇を、私たちの希望といたしましては大体同等ということ、その水準をやつて行きたい。さういふ観点から順次連絡をとりつつ立案した次第であります。然るに當時最高裁判所におかれましては、御承知の裁判官の任命事務が非常に山積いたしましたので、給與の改善に関する事務が聊か私たちの方よりは捗りませんでした。案をいたしましては、私の方が大蔵省との連絡が先に付きました關係上、十月初旬においてすでに一案を得たのであります。その後、これを大蔵省の給與局と連絡を重ねつつ、最高裁判所と連絡をいたしまして、同時項に発表しようというところで進んで参りましたところ、十一月の初旬に至りまして、最高裁判所の方が所長の任命も全部済むというふうな見通しがありま

したのと、それから私の方としては檢察官側からも優遇を早く実施して呉れたい希望がありましたために、この凸凹調整の形の優遇と、それから裁判所の方のいわゆる裁判所法に基く例の規則、その規則によつて俸給の格付

けをするというその規則の實際の運用と、この二つの並行した措置を同時にしたいということで、丁度十一月の五日と私は記憶しておりますが、裁判所の方は所長を全部任命するという段取りになつたと聞きましたので、その前日大蔵省との最後の打合せを済ましたあとに、最高裁判所の人事課長に御連絡しまして、大体明日実施したいというので、それをやつて行きました次第であります。それが、大体若干の是正はありますけれども、現在の檢察官の俸給の基礎になつておるのでござい

ます。裁判官の方もその後若干遅れましたのでございしますが、私たちの案とはほぼ同様、やや上の方で、最後の御決定をされまして、殊に最高裁判所規則の第四号の一部改正をなさいます。一号の二千円の上に特号二千二百円という金額を一つ設け、その關係で私たちの方と水準が違つて参りましたけれども、大体においては並行したものでござい

○政府委員(岡原昌男君) 只今お話の

ある検事総長ですが、それを二万円で

同じように考えている、こういう場合に予解してよろしいのでございますか。

○政府委員(岡原昌男君) その点は全もちよつと申上げました通り、具体的

にこの人がどの号俸に行く、そうすると新しい俸給は幾らになる、そうすると設計は幾らになるという計算をして見せんと、具体的なことを申し上げるの、非常に遺憾でございますけれども、大体ちよつと目の予算と言いますか、見通しでは三割ぐらゐの差はできません、それ以上大した差はできないと私は思っております。これは実際の数字でございます、これからこの法案が若し通るようなことになりましたら、その上で具体的に当俸めをして、この人は何号俸、この人は何号俸で、それから超過勤務手当の実績を考へまして総計幾らというふうに計算しなければなりませんので、相当計算は面倒なんです、事前に資料を作ることができませんのは非常に遺憾でございます。

○松村眞一郎君 大体において同じようにするということですか。普通の役人よりも三割多しというように考へてですか。

○政府委員(岡原良男君) いえ、その点は一般の行政官と違ひまして、司法権の行使に参画する裁判官、並びに準司法官的な仕事をする檢察官につきまして、それ／＼安んじてその職務を遂行し、その威厳を保ち得る程度の金額ということで立案したのでございまして、実は二千九百二十四ベースによる一般官吏の俸給の具体的な金額は、私たちの案ができました後に、第二回の臨時給與委員会の立案に基いて作製したものでございます。従つて案の成立が前後いたしますので、特に三割の差を付けたと思つて……そういう経過ではございせんので、結果的に見ますと、大体そんなことになるのじやないかというふうな感じがするといふわけでございます。

○松村眞一郎君 それではありますと、こういうふうな解釈していいですか。司法官とか、準司法官の地位を保つ上において、私は準司法官ということに絶対に承認しませんが……安んじて職を率するに必要な金額を算出したのであるというならば一般官吏と比較する必要がある、絶対論なんですか……従つて一般官吏がどうなつても司法官及び準司法官はこれだけの金が必要という絶対論をするのであるかどうか、若し超過勤務手当制度を認めた場合はどうしますか。一般官吏と同じように、超過勤務手当を認めた場合でも一般官吏より必ず重くなければならないという議論が必要であらうか、一般官吏の問題に關係なく、自己の地位のために必要な金額を要求されるかどうか伺ひたい。

○政府委員(岡原良男君) 立案の経過から申上げますと、判檢察事とその職務を安んじて執り得る報酬並びに俸給を與えないうことが、計算の基準になつたのでございまして、勿論そこには一般官吏の給與水準というものが大きな枠として嵌つておることはこれは當然でございまして、それと睨み合ひを考慮しつつこの案が出た次第であります。

○松村眞一郎君 枠が参考になつておるといふことであれば、枠を尊重するの、それよりも高くするの、かといふことを伺つておるのであります。

○政府委員(岡原良男君) 御指摘の御質問にお答えします。その点は一般官吏の枠内において処理しておるつもりでございます。

○松村眞一郎君 枠内ですか。それであれば、原則として、一般官吏も亦自己の職責を盡すに必要な俸給を貰わなければならぬのは當然で、これは國家公務員全般の問題でひとと檢察官だけの問題でないと思ひます。その意味においては一般官吏の枠内を進むというお考えであらうと私は思ひます。檢察官だけが別の行政官だから重いということではなく、これはそれ／＼の見方に従つて檢察官が重いか、税務の官吏が重いかということが議論されるので、従つて公務員としては一般官吏の枠内において進むべきであるかどうかといふことを私は伺つておるのであります。

○政府委員(岡原良男君) 御指摘の通りでございます。一般の給與水準の枠内においてこれを進めて行くべきであつて、特にこの枠を外して特殊の待遇をしようということではないのでございまして。そしてこれは國家公務員法の精神によりましてそれ／＼の官吏の持つ責任と地位と職務に應じましてそれぞれ違つた給與の体系が作られるのでございまして。従つて一般の給與につきましても現在進められた案によりまして、一應共通の何級というものが、一般から十四級までございまして、その級の枠に嵌らないところの學校職員、刑務官といつたような方々につきましては別な職階を作る。併しそれはいづれにせよ二千九百二十四ベースに載せるといふ案で進んでおるようでございます。従つて判檢察事につきましてもその枠内で処理しておるということでございます。

○松村眞一郎君 結局するところよく了解しました。最後に判檢察事について

もとおつしやつておりますが、判檢察事もやはり國家の公務員と平等の眺め方をしなければいけないということについては、私は了解します。そこで私は法律上の根拠があると思ふ。上の方に……それは現に裁判官の報酬の應急措置に關する法律というものがあつて、それから檢察官の俸給の應急措置に關する法律というものがあつて、上の方の裁判官なり檢察官なりは、ちやんと準給法ができてゐるのでありますから、この法律が最として存在している間は、それがたとへ應急的な法律であらうと、改正されるまではそれに準拠して支給されるべきであると思ひますが、如何でありますか。

○政府委員(岡原良男君) その点につきましては、その應急措置法ができた上りましては、その應急措置法ができた上りまして当初の経緯を簡単に申上げなければいけませんので、その當時判檢察事については、差を認めるべきか認めてはいかぬかという問題が、やはり今同問題になつたのでございまして。併しこの点につきましては、いろいろな情勢がございまして、應急措置法の線まで動きまして、從來の、終戦と言ひますか、新憲法施行直前までは全然対等という地位が交つて参つた。俸給については交つて参つたのでございまして。然るにその後／＼又情勢が最近變つたように私は思ひますが、やはり旧來通りの余り差異を付けないは同等のあれで行くべきだといふ考へが支配的に、支配的と言つてはなんぞございまして、非常に持上つて参りましたので、結局今度の案を作つた次第でございまして。尙ちよつと現在の根拠法のお話がございましたのですが、実は應急措置法の關係は五月二日失効いたしました關係上、実は是非この法律を早く、五月二日以前に出そうかと思つておつたのでございましてけれども、どうしても間に合いませんので、つい失効したというふうな形でございます。根本方針は従つて動きつたといふふうな御了承願ひばよいと思ひます。

○松村眞一郎君 この五月二日失効してありますけれども、あの案を作るときは前ですから、そのことについてはそれは細かい議論として必要はないと思ひますが、若し必要があれば、それを延ばして置けばよい。審議する間……今、無法律な状態にありますけれども、まあこれは無法律の状態はおかしいのですが、常識的にこの法律でやつておつて差支えない。こういうことは今度新しい法律が出れば、前に遡つてやればよいのだから一向心配ありません。大体私了解しました。そういう趣旨で法務廳として考へておられるということは私よく了解しました。そこで法務廳が裁判官の方の俸給について予算を提案するという法律上の根拠をどこに置いておられるか。つまり裁判所の予算を法務廳で取扱うということは、現行法上ちよつとも根拠がないと私は思ひます。元はよいのです。司法省というものは漠然としておりましたから……今度はそれがいいのだから、裁判所のこの説明をあなたの方でされるということが、裁判所の方としては或いは迷惑かも知れないと私は思ひます。その点どうですか。法律上の根拠は……

○政府委員(岡原良男君) 御指摘の通りでございます。判檢察事の通過の枠内においてこれを進めて行くべきであつて、特にこの枠を外して特殊の待遇をしようということではないのでございまして。そしてこれは國家公務員法の精神によりましてそれ／＼の官吏の持つ責任と地位と職務に應じましてそれぞれ違つた給與の体系が作られるのでございまして。従つて一般の給與につきましても現在進められた案によりまして、一應共通の何級というものが、一般から十四級までございまして、その級の枠に嵌らないところの學校職員、刑務官といつたような方々につきましては別な職階を作る。併しそれはいづれにせよ二千九百二十四ベースに載せるといふ案で進んでおるようでございます。従つて判檢察事につきましてもその枠内で処理しておるということでございます。

○松村眞一郎君 結局するところよく了解しました。最後に判檢察事について

もとおつしやつておりますが、判檢察事もやはり國家の公務員と平等の眺め方をしなければいけないということについては、私は了解します。そこで私は法律上の根拠があると思ふ。上の方に……それは現に裁判官の報酬の應急措置に關する法律というものがあつて、それから檢察官の俸給の應急措置に關する法律というものがあつて、上の方の裁判官なり檢察官なりは、ちやんと準給法ができてゐるのでありますから、この法律が最として存在している間は、それがたとへ應急的な法律であらうと、改正されるまではそれに準拠して支給されるべきであると思ひますが、如何でありますか。

○政府委員(岡原良男君) その点につきましては、その應急措置法ができた上りましては、その應急措置法ができた上りまして当初の経緯を簡単に申上げなければいけませんので、その當時判檢察事については、差を認めるべきか認めてはいかぬかという問題が、やはり今同問題になつたのでございまして。併しこの点につきましては、いろいろな情勢がございまして、應急措置法の線まで動きまして、從來の、終戦と言ひますか、新憲法施行直前までは全然対等という地位が交つて参つた。俸給については交つて参つたのでございまして。然るにその後／＼又情勢が最近變つたように私は思ひますが、やはり旧來通りの余り差異を付けないは同等のあれで行くべきだといふ考へが支配的に、支配的と言つてはなんぞございまして、非常に持上つて参りましたので、結局今度の案を作つた次第でございまして。尙ちよつと現在の根拠法のお話がございましたのですが、実は應急措置法の關係は五月二日失効いたしました關係上、実は是非この法律を早く、五月二日以前に出そうかと思つておつたのでございましてけれども、どうしても間に合いませんので、つい失効したというふうな形でございます。根本方針は従つて動きつたといふふうな御了承願ひばよいと思ひます。

○松村眞一郎君 この五月二日失効してありますけれども、あの案を作るときは前ですから、そのことについてはそれは細かい議論として必要はないと思ひますが、若し必要があれば、それを延ばして置けばよい。審議する間……今、無法律な状態にありますけれども、まあこれは無法律の状態はおかしいのですが、常識的にこの法律でやつておつて差支えない。こういうことは今度新しい法律が出れば、前に遡つてやればよいのだから一向心配ありません。大体私了解しました。そういう趣旨で法務廳として考へておられるということは私よく了解しました。そこで法務廳が裁判官の方の俸給について予算を提案するという法律上の根拠をどこに置いておられるか。つまり裁判所の予算を法務廳で取扱うということは、現行法上ちよつとも根拠がないと私は思ひます。元はよいのです。司法省というものは漠然としておりましたから……今度はそれがいいのだから、裁判所のこの説明をあなたの方でされるということが、裁判所の方としては或いは迷惑かも知れないと私は思ひます。その点どうですか。法律上の根拠は……

○政府委員(岡原良男君) 御指摘の通りでございます。判檢察事の通過の枠内においてこれを進めて行くべきであつて、特にこの枠を外して特殊の待遇をしようということではないのでございまして。そしてこれは國家公務員法の精神によりましてそれ／＼の官吏の持つ責任と地位と職務に應じましてそれぞれ違つた給與の体系が作られるのでございまして。従つて一般の給與につきましても現在進められた案によりまして、一應共通の何級というものが、一般から十四級までございまして、その級の枠に嵌らないところの學校職員、刑務官といつたような方々につきましては別な職階を作る。併しそれはいづれにせよ二千九百二十四ベースに載せるといふ案で進んでおるようでございます。従つて判檢察事につきましてもその枠内で処理しておるということでございます。

了解しました。最後に判例事について
実は應急措置法の関係は五月二日で失
判所の予算に干渉する権能は持つてお

りませんのでございます。併し本件の方

省が新らしい法務廳として姿を変えて

は大蔵省におきまして予算關係を準備

午後二時三十分開会
午後二時三十分休会

になつております。

で法案の提出権がございませぬ關係上

部内におきまして裁判所關係の法案の

いたすのが妥當ではないか。こういう

午後二時三十分開会
午後二時三十分休会

になつております。

ございませぬ。それでこちらで御審議願

務廳が一番適當であらうというふうな

政裁判所の方は内閣でやつておつたの

午後二時三十分開会
午後二時三十分休会

になつております。

います。法律ができませんれば、いわ

從前の取扱上の経緯もございませぬし、

政裁判所の方は内閣でやつておつたの

午後二時三十分開会
午後二時三十分休会

になつております。

ますか、法律で認められた経費とし

究準備するということになつた次第で

政裁判所の方は内閣でやつておつたの

午後二時三十分開会
午後二時三十分休会

になつております。

て裁判所の方で予算にお組みになつて

ごさいませぬ。總裁以下幹部の者が

政裁判所の方は内閣でやつておつたの

午後二時三十分開会
午後二時三十分休会

になつております。

國會の御審議を願うという、こういう

集りまして、一應裁判所關係の法律案

政裁判所の方は内閣でやつておつたの

午後二時三十分開会
午後二時三十分休会

になつております。

順序になるだらうと思ひます。

準備をいたすというに取り決められ

政裁判所の方は内閣でやつておつたの

午後二時三十分開会
午後二時三十分休会

になつております。

○松村眞一郎君 法務廳の中にはい

準備をいたすというに取り決められ

政裁判所の方は内閣でやつておつたの

午後二時三十分開会
午後二時三十分休会

になつております。

い調査局というのもあり、法制局

準備をいたすというに取り決められ

政裁判所の方は内閣でやつておつたの

午後二時三十分開会
午後二時三十分休会

になつております。

という仕事をしておるのだから、裁判

準備をいたすというに取り決められ

政裁判所の方は内閣でやつておつたの

午後二時三十分開会
午後二時三十分休会

になつております。

所系統の予算をどうするかという法律

準備をいたすというに取り決められ

政裁判所の方は内閣でやつておつたの

午後二時三十分開会
午後二時三十分休会

になつております。

上の権限はないと思ひます。現行法は

準備をいたすというに取り決められ

政裁判所の方は内閣でやつておつたの

午後二時三十分開会
午後二時三十分休会

になつております。

その準備は、將來どうするつもりか、

準備をいたすというに取り決められ

政裁判所の方は内閣でやつておつたの

午後二時三十分開会
午後二時三十分休会

になつております。

若し法務廳の方が頼まれたからやるこ

準備をいたすというに取り決められ

政裁判所の方は内閣でやつておつたの

午後二時三十分開会
午後二時三十分休会

になつております。

うことは、そういうことは私的の行

準備をいたすというに取り決められ

政裁判所の方は内閣でやつておつたの

午後二時三十分開会
午後二時三十分休会

になつております。

外に仕事、職務と考へなければならぬ勤務がある。こういったものを又個別的に時間で各人別に計るといふこともその身分の關係から適當とも考へられませんが、大体これを連綴いたしまして、一般行政官吏の平均二割乃至三割の超過勤務をしたもの、こういう前提の下にそれだけの手当を本俸の中に織込みまして、更にその外に、二割程度一般官吏よりも優遇するといふ立場で検事の給與の案ができて上つております。判事はそれよりも若干色を付けて上つておるのであります。従いまして精神におきましては、超過勤務手当並みのものが、即ち時間外に働くといふことがすでに本俸の計算の中に含まれておる。従つてそれより少くても別に差引の問題も生じないし、多くても追給という問題は生じない。そういう特殊の職務である。即ち基準法における例外をなすという考へ方で法律案はできて上つております。

○鬼丸義雄君 今回政府から提出されました裁判官並びに檢察官の俸給並びに報酬に関する両法案が出ておりますが、この法案によりますと、それぞれ月額について定めがございまして、誠にこれは分り切つたような問題だと思ひますけれども、私は實際に於いてその間の事情が分りませんために伺ひたいのであります。檢察官、檢察長、或いは又最高裁判所の側におきましては、最高長官の方の分につきましては人数も決まつておりますが、判事及び檢察官の場合にはそれ、号数によりまして俸給の額は違つて参りますが、こうしたような

場合には、例えば一号が一万三千円、七号が七千円といふような異同がありまして、この場合に一方の方に偏して例えば一号檢察事を大部分にするとか、或いは二号の檢察事を少くするとかいふような取捨はそれ、予算の中において予め決めておるのであります。殊に最高裁判所の場合におきましては、普通の行政官の場合とは違つておると覚えておりますが、そうした場合には、何らかの号数によつて判事の一号が何名、二号が何名とかいふふうに入数がそれぞれ決まつておるのであります。それから或いはこの点については号数のいづれを任用しようともそれは差支えなきものであるか。若しそうした場合には、予算に及ぼします影響もございしますので、その点はどういふふうになつておるか。檢察官の場合と最高裁判所の場合は、おのずから違つて来ようと思ひますので、その点を一つこの際御説明を承わりたいと思ひます。

○政府委員(今井一男君) 申上げます。檢察官の場合には、申上げるまでもなく法律觀念の上から申上げますれば行政官でございしますので、内閣總理大臣の指揮監督の下にあるといふような建前から行政官吏に対する俸給の振り割りには只今大蔵大臣が綜合的にこれを定めることに相成つております。従いまして一般の行政官吏が大体全体の予算が幾らであるとか、全体の單價が幾ら、こういうことが決まります。それから、それから何割優遇しておるのであるから、従つて檢察官の平均單價は幾らになると、こういったような算盤が自然と出て参ります。尙昇給等につき

ましても、一般の文官が大体何年どこに勤務するといふとどの程度まで昇給して行く、それよりも一定の割合だけ高く、一定の幅を保持しながら檢察官の方は進んで行く、こういった式にお打ち合せ願ひ下さい。従いましておのずからそこに權衡がとれます。同時に、檢察官の極く当初任官をされた方から檢察正のクラスまで、ずつと各号俸に人が配分されることに相成るのであります。併しながらこれは定員的に何号俸は何人と決めてあるわけではありませんが、事情によりましては非常に入りの人が多くなつたり、或いは下の方が多くなつたりすることはこれはあり得ると思ひます。尙判事につきましては、実は全面的に行政官から獨立しております。最高裁判所長官がやり下さることでありまして、行政官としては、こうやれ、あやれと干渉ができる建前のものではございませぬ。併しながら從來の例その他がございしますので、こちらの檢察等に関する準則を最高裁判所の方にお目に掛けまして、そうしてできるだけ歩調を揃えて行くといふようなお取計らいをお願いしようとかいふに存じております。

○鬼丸義雄君 そうですね、その檢察の方にはすでに準則があつて、その準則によつて在來お取扱いになつておるわけですね。ところがこの最高裁判所の場合にはそれが無い。そういうふうになりますならば、今回こうした両法案が提出されて、両院をこれが通過するとした場合におきましては、予算の組み方はどういふふうな基準を置いて組まれるのであるか。やはり檢察の準則によつて予算を組まれるのであるか。それとも、その予算の組み方

については予め最高裁判所の方で以てそれをかれこれ自由になし得るとするならば、それを了解済みの上でなければ予算が組まれないのか。それとも最高裁判所の場合においても、やはり予算を組む以前に準則を決めて貰つてから後に予算を組む、不確定なる予算を組むわけには参らないのであります。その点についての重ねて御説明を承わりたい。

○政府委員(今井一男君) 大体こういうことに相成るのではないかと考へます。一般の行政官吏は今まで貰つておりました給與が御承知の千八百円ベースでございまして、これが今二千九百二十四円ベースに相成つたわけでありまして、この点から参りますと、大体六割ちよつと増えるわけだと思ひます。それだけ一般行政官吏の各人の予算單價は値えるわけですね。それと見合ひまして判事、檢察の現在貰つておる俸給が千八百円ベースでありまして、普通若し優遇しませんでしたら現在に六割二分という数字を掛ければよいのであります。今回は約四割程度一般行政官吏より、これは超過勤務も入つての話であります。加へますと、四割程度差が付いておる。その数字をそれに重ねまして、一般の行政官吏の上ります割合以上に、四割の数字を加へまして、そうして現在貰つておられる予算總額を基礎にして彈き出せば大過のない数字が出て参ります。實際の運用にも、それで裁判所におかれましては、そう支障は生じない。かように見通しております。

○鬼丸義雄君 この檢察官の俸給等に関する法律案の第三條によりますと、只今政府委員の御説明のごとくに準則が定められまして、その準則は大蔵大臣と法務總長が協議の上において定めることになつております。ところが、この裁判官の報酬等に関する法律案の十條及び十一條のこれに對峙いたしまする趣旨の規定があるのであります。第一條の「裁判官の報酬その他の給與に関する細則は、最高裁判所がこれを定めることになつております。して見ますと、この法案が兩院を通過して効力を發生することになりました後に、最高裁判所において細則を自由に定めることになつております。そういうことになりまして、只今御説明のごとくに了解されて、そして最高裁判所の方がその基準によつて定められるならば別として、規定の上からいたしますと、さういふ根拠がないのであります。さういふいたしますと、予算を私共が考へます場合に、標準の実取り方がないと思ひます。更に又十條の規定によりますと、「生計費及び一般資金事情の著しい変動により一般の官吏について、政府がその俸給その他の給與の額を増加し、又は特別の給與を支給するときは、最高裁判所は、裁判官について、一般の官吏の例に準じて、報酬その他の額を増加し、又は特別の給與を支給することができ。」「こうなつております。この十條十一條によりますと、行政官の場合にはおのずから只今政府委員の説明によつて從來の例に従つて、準則によつてやります。最高裁判所の場合においては、予算が獨立しております。開係からして、この間に法的に何らかのやがて基準がなければ、甚だ私共は危ぶまざるを得ないと思ひます。その

何なる事情が起りました。假に本人す。べきだと思ひます。政府は必ずさうい

点はどういうふうにお考えになつてゐるのか。只今の御説明のごとくに、恐らくは最高裁判所においても、この一般官吏の給與の準則に大体準じてやられるつもりだといふふうな、極めて理解ある解釈の下におられるのであるか、それともこの規定で以て足れりとお考えなのであるか、その点を一つ再度伺いたいと思ひます。

○政府委員(今井一男君) 誠に御尤もな仰せでございますが、從來の裁判所と我々行政部との交渉の経緯から申上げますれば、只今御指摘のような事態は恐らく起らないではなからうかと、かように実は想像いたしておりますが併し建前から申せば、三機分立でもございまして、最高裁判所がそういうたものに対する権限をお持ちなんでありまして、極端な例を申せば全部判事が一斉停職でやつてしまふといううなことをおつしやる場合も、仮定的には想像できないことではあるまいと思ひますが、萬一そういうふうな場合があるにしました際には、結局予算の問題で、大蔵省の予算當局と意見が食い違ふ予算につきましても、御案内の通り、最高裁判所から提出することの権限はございまして、政府が最高裁判所の予算を提出したものであります。その際には結局両方の委員が國會へ出まして國會の方で適當なお裁きを受ける。こゝういつたことに仮定いたしますと、なるものではなからうかと想像いたしますが、實際問題といたしましては、從來の例から申しまして、御心配のような事態は方が一にも起るまいと実は樂觀いたしております。ただ法律の権限といたしましては、やはりどうしても裁判所

にお委せざるを得ない。建前といたしましてこゝういつたことまで檢察官と同じようにするといふことは、司法行政の關係からいつて適當でない。かやうに存じておる次第でございます。

○小川友三君 裁判官の報酬は「在任中、これを減額することができない」という憲法八十八條、及び七十九條につきましてお伺い申し上げます。

昨日總理大臣が、速記録を御覽になれは、お分りになります通り、そういう心配はないといふ意味の御答弁がございました。そうしますとインフレは當分の間昂進をして行くとかやうな解釈をしてよろしうございませうか、そうしてインフレの後にはデフレ時代が来るという解釈を本員はいたしてあります。その原因は現内閣の政策が産業振興、あらゆる方面において相當に効果があつておりました、物資の増加によりまして當然デフレ時代に入るものと私は解釈をいたしております。それからもう一つの理由は外資が相當に入る見込があるし、昨年五億ドルのクレジットが成立しまして、それによつて物資が相當入つておりました、日本のインフレもデフレに傾いてつあるのではないかと、これが想像できるものであります。第三の原因は、現内閣の課税方法が非常に成績がよくて、税金によつて通貨が回収を相當せられておりますので、私は近い中に、或いは一年か二年の中に相當デフレ時代に入ると思ひますので、それにつきまして政府委員さんの御答弁をお願い申し上げます。

○政府委員(今井一男君) 御指摘の現在の憲法七十九條ですが、こちらの解釈からいたしますれば御指摘の通り如何なる事情が起りまして、仮に本人の同意があつても減額することができない、かやうな精神だと私は思ひます。う解釈をしております。従ひましてインフレ、デフレという問題は、この憲法の規定とは直接の關係は持つておられない。とにかく憲法の存します限り減額はどうかという事情がありまして、できないものと、さやうな解釈をいたしてあります。

○小川友三君 できないことは分つております。そこで政府はデフレに入ると見通しがつきつある時に當りましてデフレに入らないやうな御答弁を總理大臣は言つておられますが、デフレにこそ當分何年かの間入らないでしようか。何年ぐらゐ入らないかという見通しが付きましたらばお話が願ひたいのであります。

○政府委員(今井一男君) 私共風情でお答をするのは少し問題が大き過ぎるやうであります。我々大蔵省の事務當局としましては、インフレが非常に工合よく止まりました、要するに止るのであつて、物價はそこに落着く。従ひまして又それから急激に米なら米が五十銭まで下つて行くといふやうな時代は想像いたしておられませんし、又理論的にも想像できまいと思ひます。ただそこで物價が安定する、いわゆるデフレとは申しますが、デフレは丁度インフレの只今までの進行を逆に持つて行くといふやうな例は、各國の例、その他日本の例からいたしまして、到底想像いたし兼ねるのじやないか。そこでストップして、多少の下げ戻しはございませうが、それは殆んど問題になるやうな幅には達しないのじやないか。かやうな見通しを持つております。

○小川友三君 そういう見通しの場合はそれを誤らましてデフレに入つた場合、現在公定價格のある品物で、公定價格以下で取引されておる品物が非常に多うございまして、公定價格の半分ぐらゐ、つまり工作機械のごときは公定價格の半分又は三分の一という程度でございまして、それはデフレに入つた一つの現象であると申上げてよろしいのですが、デフレに入つた場合に、本法案が議會を通過した場合に、改正案を政府がその場合出す意思があるかどうかといふことを拜聴しまして質問を打ち切りますが、御答弁をお願いします。

○政府委員(今井一男君) 万一反にお示しのように、例へば米一升五十銭になつた、従つて一般の賃金は昔のやうに百円とか八十円とかいふ金額になつた場合に、憲法に規定がある以上、判事なら判事といふものが只今の万を以て数える金で置いて置かなければならぬかどうか、そういう御質問のやうにお伺ひしたのであります。が、そういう場合は起りました際に、やはり憲法に手をつけるという問題になつて来るんじゃないか、かやうに私共といたしましては了解いたしております。

○松村眞一君 私は只今の質問及び答弁に對しまして、政府委員に私の意見を申し上げます。政府委員お聴き願ひたいんです。それは今の質問に對しまして、政府の態度としては大体において動かないだらうといふことを言うべき筈だと思ひます。インフレが起つたりデフレが起つたりするといふことは、まだ凡そ安定してない場合であるならば、その部分は私は臨時手当てでやるべきだと思ひます。政府は必ずやういふ御用意があると思ひます。ですから小川委員の質問のごときことは、あるべからざることであつて、大体においてこれで安定しておるといふ考えで行くんであつて、インフレであればインフレの勢いはこれは止むを得ないからといふので、それは容易には引かないといふところで考へるべきであると思ひます。裁判官が減額してはいけないうから、一般官吏に對しては減額していかいといふやうな、そんなことは輕々しくいえない、從來一般官吏と雖もなか／＼容易に減額などやつておりません。そんなことはできるものでない。ですから憲法の明文は、一般官吏と違つて司法官であるが故に減額ができないのであつて、行政官は幾らでも減らせるといふことは間違つておると思ひます。輕卒に俸給などは決めるべきでなくして、そういう御心配があるやうなことを政府はやらぬと考へておりますが、先の見通しでデフレになつて動くやうな部分があるならば、それは臨時手当ての方で考へるべきであつて、二千九百二十円ベースといふのは大体において動かないだらうといふ考へでやつておるのだと思ひますがどうですか。

○政府委員(今井一男君) 全くお説の通りだと考へます。決して一般官吏であるからと申しまして減額を容易にできないことは從來我が國におきましても休養法の問題でございまして、ただ憲法におきまして特に司法權の獨立を尊重いたしまして、一應國會と雖もそう輕々しく手が付けられない、一般の行政官のやうに建前といたしましては行政權を以てやれるといふことを

縛つただけの意味に過ぎない、こういうつたお示しのこととは私共全然御同感でございます。ただ若し殖えた場合に、万一千定が狂いましてインフレが進みまして、更に給與を増さなければならぬ場合に、それをいふの臨時手当等の形でやつたらどうか、こういう御意見は、これは普通民間には常にそういう形で行われておるのでございしますが、政府も従来そういう形をとつたこともございますが、やはり給與簡素化の面と、及び結局本俸にでき得る限り多くのウェットを持たせようとするが、体系の上からのみならずいろいろ計算の場合の基礎にいたします関係からも便宜じやなからうかといったような考え方から、今回の案も従来いろいろの名前でやつておりましたものを一本に纏めました次第でございます。

○松村眞一朗君 私に根本において共鳴しておられるのじやないかと思ひます。いろいろ細かいことを言われますが、細かいことを言われるがために本俸を減してはいかん、動くべきものは臨時のものであつて、動かざるべきものは俸給であるというこの原則はもうお認めになつておられると思ひますから、それだけの御答弁で私は結構です。それからどうも司法権が独立しておるから裁判所の予算も手が着けられないような、裁判所の俸給までが独立しておるようなお考えのようですが、それは私は間違つておられると思ひます。司法権の独立というのは裁判所の予算までも独立するという性質じやありません。憲法はそんなことは書いておりません。司法権ということとは司法裁判所の予算までもすつかり独立して財政の関

係から脱却するということなどは全然書いてない。それはもうそういうことを考へておられれば間違ひである。私は申し上げておきます。それから裁判所の予算の立て方を従来どうしておられますか。私は法務廳を経てやるというやり方はいかんと思ひます。これは財政法を御覽になりまして、財政法の十七條とか十八條、十九條というものを御覽になれば、大体会計検査院と同じ取扱をしておられるのですが、そういう取扱をしておられますかどうですか。そういうふうにするべきものだと思ひます。独立して、法務廳は経ないでじかにやるという会計検査院と同じようにすればいいので、法律がそういうことを要請しておる、そういうふうにしておられるかどうか。又そういうふうにするべきものだと思ひますが、この形は裁判所と会計検査院と大体同じように見えておる。会計検査院は従来憲法では独立しておつたが、今回の憲法では独立の性質は余り持つておりません。併し財政の方では政府を監督する形になつております。決算の關係においても独立しておる。よく財政法の規定を御覽になつて、そういう趣旨で実行して頂きたい。法務廳から私は離さなければいかんと思ひますが、その点どういふお考えを持つておられますか。

○政府委員(岡崎第一君) 松村委員のお尋ねに對しまして、今朝も同様なお尋ねがございましたが、私からお答へ申上げましたように、裁判所の予算につきましては、法務廳を経由いたしておりません。これは最高裁判所が大蔵當局と御協議になりまして、そして内閣から予算案を國會に提出いた

してあります。○政府委員(今井一男君) 只今の答弁の補足といたしまして、私は先程確かな非常にとり方によつては、最高裁判所が一切予算の査定権を持つておるというように響くかのごときことを或いは申上げたかも知れませんが、その点はそういう意味で申上げたものではございせん。要するに意見が食い違つて大蔵省の方として査定を加へなければならぬような場合、査定に同意されないう場合には、財政法の規定に従ひまして、その査定の原案と、大蔵省の査定案というものを結局國會の方にかけるといった意味合におきまして申上げたに過ぎませんので、一つ御了承願ひたいと思ひます。

○松村眞一朗君 それではありますから財政法の上からバランスのとれた裁判官の報酬というものを定めになるというところは当然であると思ひます。その点はどうかでありますか。それであるが故に、私の考えでは政府がこういう案を出されるならば、總理大臣の俸給は二万五千円であつて、國務大臣は二万円であるというものを閣議で決定して、下の方はまだこれから計算をしなければならぬでしょう。それで進んでおると思ひますが、大蔵省の方でもそういうふうに関議で説明があつたのであります。

内、國務大臣が二万円、即ち最高裁判所長官及び判事も同額であるという建前につきましては、閣議の決定のみならず、關係方面におきましても事実上の同意を得まして、目下形式的な手続だけに止める段階になりましたので、そこでこの裁判官及び檢察官の法律は急ぎます關係から一先光にお目にかけたい。これだけに過ぎないのであります。御了承願ひます。

○鬼丸善爾君 先程もどなたから疑義を質されましたが、行政官の場合、明文がないということにしまして、一旦定められた俸給を減額するということとは容易ならざると思ひます。が、なかならずこの裁判官の場合には、憲法の七十九條の第六項において減額を憲法上からの明文を以て許されないと定められておるのです。がして見ますと、今日の物價高の場合のみならず、非常な變動を我々は予想することができるのであります。が、若しも先程から疑問になつておりましたごとくに、物價が今日より著しく低下いたしましたして、生活も樂な生活になつて一般の給與等についても需給の調節がとれるようなことがありました場合に、憲法の制限を受けて減額することができない結果になります。ひと裁判官だけは憲法保障によつて格段なる報酬を受けることになるのであります。その点について本法案提出に當りまして、定めて大蔵省とも十分に御検討になられたことと思ひます。これはひとりと裁判官の場合ばかりでなく、行政官の場合でも、やはり併せて御研究になつたことと思ひますが、先程來皆さんの御質問に現われましたるごとくに、報酬とせしめて、何かやはり

彼此融通の利くような方法によつて今日の急場を切抜けるというふうな手段に何故出でなかつたかということについて、もう少し詳細なる御説明を承わりたいと思ひます。

○政府委員(今井一男君) 昨年の三月でございましたが、丁度國會の御審議をお願いした裁判官に関する給與の法律は、御案内の通り最高裁判所長官を總理大臣と同格といたし、同判事を國務大臣と同格とするといったような建前で参つたのであります。この法律は當時申上げた通り極めて暫定的なつもりで拵えられた法律でありまして成るべく近い機会に本格的な裁判官の給與に関する法律を定める必要があるかのようなことは政府の方におきまして十分認めておつたのであります。が、生憎いろいろな關係からその時期に恵まれませんでしたので、そのうちにいよいよ暫定法の期限も切れるといったような事態になりまして、一方憲法に關する政府の方針が、昨年の三月以來據置きになつておりました憲法官の給與の根本方針が漸く決まりましたので、この際又緊ぎのような形で行くことは適當でないだろう。折角新しい制度の下に氣分を一新して仕事をしようという判事の方、月並の言葉で申せば、勤勞意欲のために適當でなかろうといったような意味合から、これを本法案として全面的に採入れる、こ

法律に關する第十條によりまして、そ
うして、まあこれをそのときの事情に
もよりますが、本法をふくらまして行
くという形で参りますか、或いは臨時
手當という方法、そのいずれの方法で
行くかというところはそのときに考慮さ
れると思ひますが、要するにその上に
乗つかる臨時的部分に、相當特別の
形でやるという行き方も、途が明けて
ある次第でありまして、御趣旨の点は
その意味から、その際には一つの考え
方として検討されることに相成る
かと思ひます。今回は從來の暫定法
規を一應本格的なものに改めたいとい
う趣旨から、一應本法に直した、かよ
うに御了承願ひたいと思ひます。

○鬼丸義賢君 只今の御説明であると
御インフレが昂進いたしました場合の
御説明であつたのでありますが、昂進
の場合につきましての措置といたしま
しては、両法案共にすでに定めてお
りますから、この点は私は心配するの
ではないのであります。ところが裁判
官の場合には、憲法の明文を以て裁額
を許さんことを明白に規定されてお
るのであります。憲法の恒久法によつて
定められておりますならば、他の法
律とは異なりまして、これを變更する
ことは容易ならざることであります。
ところが我々は今より考えますれば、
今日のごときインフレの状態は永久に
これがあつたならば大変であります。
必ずや私は又物價の下りする時期は
近き將來にあるとすら私共想像してお
ります。そうした場合に物價は非常に
下つた、今日の昂騰時代を標準にして
俸給を上げまして、憲法の保障に
よつて下げることができないようにな
つたならば、他の行政官の方は法律に

よつて變更されることができましよう
が、併しながら裁判官だけは依然とし
てその状態が残る、そういうような不
自然な結果になりますと、大変なこ
とになるのではなからうかと思ひます
ので、上る点においては立派に規定が
ありますが、上ること以外に眼中何も
のもなく、下ることを聊かも考えずに
作つたような法案のように考えますの
で、若し下つた場合には憲法を改正す
るにあらざれば減額することができな
いのであります。そういうことにつ
いては政府の方ではどういふふうな考
えの下に、ここに報酬とかいふような
ことによつて決められたのであるか。
先程から他の方からも質問がござい
ましたが、報酬即ち憲法に示される報
酬というものでなくして、こうした異
常の場合には、やはり異常の手段によ
つて臨時的の方法によつて支給して、
動きの取れない状態にしてしまつてお
りますことは、どうであるかというこ
とを氣遣うのであります。その点を重
ねて一つ伺ひたい。

○政府委員(今井一男君) お示しのよ
うな物價が逆に非常に下るといつたよ
うなことは、まあ例えれば日本におきま
しても昭和六、七年のあの不況時代に
おきまして、実は指教的に見ますと
大したことはございせんし、又各國
のいろいろの例から見まして、そう
いつたことは余り例がないように聞い
ておるのであります。結局インフレ
の止まりは安定という形で、それが僅
かしか下らないというふうなところで
止まるのではないかと考へるのであり
ますが、万一それが非常に下るといつ
たような事態が起りました場合、一般
の行政官は月給が十分の一にも、百分

の一にも減る。併しながら判事だけは
その十倍も百倍も取つておる。こうい
つた事態が万が一一起りました際には、
又憲法自体も、経済がそんなふうに変
動をするというところを全然予想してで
きたものでもございせんし、又國民
何人の眼から見まして、そういうつた
不合理な事態が許されるものでもござ
いせんので、憲法と雖も全く方の一
つの場合として予想しなかつた事態が
起つた際には、又決して改正して悪い
ということもないのじやなからうか。
憲法として考へておらなかつた、頭
の中になかつた方に一つの場合が起れば
十分そのときの國會におきまして御検
討願へばよろしいじやないか、かよ
うに考へております。

○鬼丸義賢君 只今の政府の答弁には
大変無理があるのじやないかと思ひま
す。現在の物價といふものが將來に向
つて仮に下るとしても僅かの下りであ
る、著しいというところは想像できな
いというふうなことは、私共の常識から
いたしまして無理でございせん。それ
程までに一体無理をして、今よりして
憲法を改正するにあらざれば減額でき
ないという制度を、なぜ布かなければ
ならないかという理由を、もう少し明
白に説明して頂きたい。私はさうした
無理な御説明を承らうとは思ひませ
ん。もう少し本當に打ちくだいた、眞
に私共の常識からいたしまして理解の
できまするような答弁を一つ願ひたい
と思ひます。殊更原案を維持せんがた
めに……誰が考へまして、只今の答弁
で以て一体満足することができらるだ
うか。今日の物價高は有史以來の物價
高にぶつかつておるのであります。こ
んな状態が日本に続いたならば國家

は滅亡の外ないのであります。誰が考
へまして、そういうことは私共の常
識では理解できないと思ひます。も
う少し私は深切な理解のできまする
政府の打ちくだいた御答弁を願ひた
い。そこでもう一つ、それ程無理をし
てもまでも一体この原案を維持せねばな
らないかというところも、重ねて私は
御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(今井一男君) 或いは非常
に説明が不十分のために、お叱りを招
いたような氣もするんであります。こ
こで我々の下手な經濟論を申上げる
のも如何かと思ひますが、結局日本の
經濟が復興して生産が増加いたしました
ときには、インフレは止まらな
い。それは無論外資その他の關係もござ
いまして、とにかく物が多くなつて
而も物の値段が上らないと、結局相對
的に、物の値段は現在のままで、月給
だけが、さういつた勤勞收入、國民所
得の方が殖えて行くと、さういつた形
に相成ることが、經濟の推移といたし
まして普通に考へられるところではな
かるうか。明治以來の我が國の足取り
を考へて見ましても、多少の一起一伏
はございまして、長い眼で見ますと
結局明治の初めに米の値段が一升幾ら
であつたかといふような推移を見るのが
建前でございまして、勿論いろいろな
關係から例外が起るかも知れませんが
その例外は今のところさうに予想い
たしかねる。又憲法をお作りになりま
したときの國會の皆様のお考え方も、
さうであつたのではなからうか。さう
いつた建前でこの憲法の七十九條もで
きたのではなからうかと、私共は解釈
いたしておる次第でございまして、日本
のインフレが、これが又さうすつ進行

いたしますことは、勿論事実でござい
ますけれども、先程の小川委員のお言
葉の通り、最近の足取りから見ますと
いうと、諸外國に例のありましたよう
なテンポとも違つておりますので、只
今のところ私共の想像では、どうして
も止まるという形で安定するといふ予
想に相成るわけではございまして、併し
それが外れる場合がないとは限りませ
んが、外れる場合はやはり憲法でも予
想しておらなかつたのであらうと、か
ように申上げたのであります。

○委員長(伊藤修君) この問題はこの
程度にして、尙國務大臣の答弁をお求
めになるならば、さうして扱つたら如
何でしょう。これ以上御議論になつて
も、同じところを堂々廻りしておるよ
うに考へます。(賛成と呼ぶ者あり)
それでは本案に對しましては、尙質疑
は継続いたしまして、後日に譲ること
にいたします。
それでは次に裁判官の刑事事件不當
処理等に関する調査について、これよ
り審議をいたします。
○鬼丸義賢君 私はこの調査会の制度
は、特殊な事情のため止むを得ないこ
ととは思ひますが、日本の司法權獨
立の建前からいたしまして、裁判に對
しまする、その裁判の是非を、私共の
立場において、内容に立ち入つて再檢
討いたしますことが、若し司法權
獨立に大きな影響を與えるようなこと
になりましますならば、根本の大きな問題
ではないかと実は心配いたします。故
に、運用におきまして余程細心の注意
を拂つて司法權の獨立たる性質を傷付
けないことに深く注意を拂つて扱わ
なければならぬのではないかと、この
ことを氣遣ひます。

委員長におかれましては、この運用に付き定めて不安もあらまじうと思ひますが、確定裁判を受けておりまするものの再審に掛かるのであるか、或いは起訴後において裁判の係属中に係ります事件にも手を染めていいのであろうか。公正なる裁判の行われますることを目標としてこの調査を進めて行く、そうしてこれを効果あらしめようとしたまするならば、ややもすると司法権の憲法問題にまでも触れるような虞れもあるように感じまするので、大体調査の範囲を、従来判決の確定したておりまする事件の範囲に限るべきか、或いは事件の進行中のものまでも及ばなければならぬかという点を、この際取決めにいたす必要があらうと思ひます。それから若しこれが調査の結果、不当なる裁判というやうなことはあり得ないことと思ひますが、ありといたしたならば、その及ぼす影響も考えなければならぬ。若し私共が非常な國家のため必要なることだと考へましてこの調査を進めて参りました結果が、却つて飛んでもない負債を起すやうなことになるならば、私共の責任も亦輕からんものと思ひます。スタートに當りまして、この点に對しまする氣付きました点を申述べて、皆様の御参考に供したいと思ひます。

○委員長(伊藤修善) お答へいたしますが、先ず第一点の司法権の獨立を尊重するやうな点に對しましては、非常にデリケートな問題でありますから、勿論これに對しましては、我々として十分注意して、その獨立性を犯さない範圍内においてこの委員會の活動を續けて行きたいと思ひます。

それから第二の点は、必ずしも本件に對する、確定判決のみとは限らないで、目下進行中のものに對してもこれが調査を行ひ、勿論その調査は、判決の當否に對しまして、確定判決ならばこれを批判するやうなことは勿論できませんことと存じますが、進行状態が果して正しい進行状態をしておるかどうかという点を側面から國民の批判的な考へを以て見ると、こゝういう行き方にして行つたならばどうかと存するのであります。勿論裁判官の独自の行動を制約するとか、そういう意味合ではないのであります。

○松村眞一郎君 私はその点について我々は司法権の獨立という点について考へ方を余程はつきり自分たちが掴まなければいけないと思ひます。元來司法権の獨立というものは、裁判所が裁判官に裁判をせしめる場合、裁判官が外部から何らの圧迫なり命令なりを受けないで、自己の良心に従つて判決するやうなことが司法権の獨立なんでありま。それに対して批判を許さないやうな意味では決してないと思ひます。従來裁判所の判例批判というものはある。これは皆法律家的批判をしてゐるので、いわゆる法律家が批判してゐる。それでなくて裁判に對する社會批判というものは、日本の國に非常に欠乏してゐるやうなことを私は痛感する。道徳家はこの判例を眺めて、この判例は日本の今日の道徳に照して適當なものなりや否ややうなことを批判することが進んで來ない、裁判官の獨立というものの本質がはつきりして來ないと思ひます。裁判官は世間の批判から獨立することなく、むしろ批判して貰ふことを非常に望んでゐるのじやないかと思ひます。自分たちの狭い視野から、若し誤まつて國民全体が考へて、如何にもこれは感服しないやうな裁判をしてゐるのじやないかやうなことを裁判官自身が反省をもち、勉強するたに批判するやうなことは必要だと思ひます。その意味においてこの委員會は從來世間に行われていないことの私はスタートを切るものと思ひますから、その意味で余程慎重に考へなければならぬ。それと同時に我々の責任は非常に重い。單なる法律の判例批判というやうなことは派山印刷物になつておりますが、併しながら裁判が刑法の範圍内において、如何にも常識から考へておかしいやうな場合は、その批判を裁判官に聴きたいと思ひます。昔から鶏一羽で十年の穀役になつたらこれはおかしいやないか。これは極く素人の批判ですが、なぜ鶏一羽で十年の穀役にしたかといふところにいろいろ理由があるのではありませんから、素人が無理解に批判するのを裁判官はこれに對して説明をする必要がある。批判の外に自分が超越して、世間にどんなことがあつても自分は説明をしないといふことは、裁判官の獨立でなくて、裁判官の孤立だと思ひます。又裁判官としてもこれは戒めなければならぬと同時に、民衆の声を聴くやうな機会を作らなければいかんといふことは、事實認定においてすでに陪審員といふものがありますから、今度の檢察官を批判するやうなことになる以上は、裁判官についても何らかの考慮を負つてゐるのじやないかと思ひます。今度の案件についてこれこれ言ふのではない。そういう方向について進んで行くといふことは結構なことであるが、それと同時に我々は非常な責任を負ふのじやないかといふことの意味において、我々は慎重にしなければならぬといふことを痛感するといふことを一言いたします。

○委員長(伊藤修善) 私いたしましても司法権の獨立に對する見解は松村委員のおつちやつたやうな考へを持っております。國會は最高機關といたしまして裁判官に對して批判を與えるといふことは正に國民のなすべきものでなななくしてはならないと思ひますのであります。さうな意味合において本委員會をスタートしたいと思ひます。

それで先ず本委員會に取上げる事を一つ御提案いたしまして皆さんの御意見を伺いたいと思ひます。第一に松島丸事件、第二に尾津事件、第三に眞木事件、第四に青木周事件、第五に峰須賀事件、第六に資格審査表虚偽記載事件、第七に全國の町の顔役の事件の概略及び審査進行状態、これだけを本委員會に第一段階としてこれを審査の目標にいたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○委員長(伊藤修善) では只今申上げました事案につきまして本委員會は先ずスタートすることにいたします。

次に具体的に調査するに當りましては、先ず基本的な事案に對するところの概念を得る必要上、只今読上げました事案に關係する一切の書類を關係官廳から取寄せることに決定いたしましたと思ひますが、如何ですか。

○委員長(伊藤修善) では、それはそれで決定いたします。

次にこれらの事案を審査する上にお

いて先ず当面必要な証人を喚問いたしたいと思ひます。その必要な証人の指名及び数は委員長に御一任願うことに御異議ありませんか。

○委員長(伊藤修善) それでは委員長において大体必要な者を呼びまして、それ以上必要な場合におきましては各委員からお申出を願ひまして、順次進行して行きたいと思ひます。先ず最初の組立といたしましては、記録を見た上におきまして關係者を直接喚問することになしたいと思ひます。向、勿論出張して調べることもあり得ると存じます。

次にこの問題は非常に繁雜であり且つ重大でありますから、本委員會にこの調査に關する事務局を設置し、適當な主任を設けまして専門的に担任いたさせたいと思ひます。この点お諮りいたします。

○委員長(伊藤修善) では、これもさう決定いたしましたして、その構成は委員長に御一任を願ひます。

○委員長(伊藤修善) ではさう決定させて戴きます。大体只今申上げました組立が全部整いましたならば、改めて委員會を開催いたしまして、十分御審査を願うことにいたします。本日はこれを以て散會いたします。

午後三時三十七分散會
出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修善
理事 岡部 常君
委員 大野 幸一君
齋 武雄君

着して行きたしと存します

て貰うことを非常に望んでいるのじゃ

ついで進んで行くということは結構な

次にこれらの事実を審査する上にお

齋
武雄君

大野木秀次郎君

奥 主一郎君

水久保基作君

池田七郎兵衛君

鬼丸 義賢君

前之園喜一郎君

宇都宮 登君

松井 道夫君

小川 友三君

政府委員

法務廳事務官（法務廳調査

意見第一局長）

岡咲 恕一君

大藏事務官（給與局長）

今井 一男君

法務廳事務官（法務總裁官

房會計課長） 岡原 昌男君

説明員

最高裁判所（人事課長）

石田 和外君

昭和二十三年五月七日 印刷

昭和二十三年八月六日印刷

昭和二十三年八月七日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局

(第四部)